広報 向日町

発行所
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山3
電話向日町18・218・658番
編集
向日町役場総務課

順調に歩む わが町の"國保"

向日町国民健康保険は昨年九月三十日、近隣市町村にさきがけ府下最高の給付内容をもって事業を開始しましたが、幸い医療機関ならびに町民各位の深いご理解とご協力により順調な運びをもって第二年目を迎えることができました。

三十六年度は当初的諸条件や実績を充分検討して予算編成を行ない、施策の適正と給付の拡充に努めていますが、さきには京都市内開業医師の国保診療辞退という最悪の事態により京都市内のこれら医院で診療を受けられた方々は、費用の全額を支払い、その明細領収書を添えて療養費の支給申請をしてもらうといういめんどうな取扱いによってお互いに非常な不便と迷惑をしたしだいであります。

また国保全般についてもご承知の通り法律の改正をめぐっていろいろと困難な事情も予想されています。しかしながら本町におきましては発足当初の確固たる信念に基き、あくまでも国民健康保険法の本旨に従って現行法の活用と町条例のよき運用とにより、より良きみなさんの国保を育成し、健康で明るい町づくりに寄与したいと念願していますので、被保険者はもとより町民各位の格別なるご関心とご協力をおねがいします。

次に本年四月一日からは新国民健康保険法の完全施行によって、「社会保険の被保険者およびその被扶養者の認定を受けている者」以外は、もれなく国民健康保険の被保険者とすることが法制化されましたので、現在資格の届けもれの方や転入者の内国保に該当する人は至急資格取得届を出し向日町国民健康保険被保険者証（受診証）の交付を受けて下さい（届書の用紙は役場にあります）。病気や怪我をしてから届け出ることになると大へんご迷惑がかかることになりますからくれぐれもご注意願います。

その他国保の資格取得・喪失・保険税・被保険者証のことについて、次の事柄にご留意下さい。

記

一、お手もとに交付している被保険者証裏面の注意事項およびそのとき一緒に配布しました「国民健康保険被保険者証交付について」の印刷（桃色用紙）を今一度熟読願い取り扱いに充分ご注意下さい

二、三十六年度の国民健康保険税は、税条例に基き昨年度と同率で決定し六月から来年三月まで十回に分納してもらいます。保険税の賦課期日は本年四月一日ですが、所得割と資産割は三十五年中（一月から十二月まで）の所得総額と固定資産税額が課税対象となり、均等割（人数割）は四月一日現在の世帯内の被保険者数を基準とし、それに世帯平等割を加え以上四つを合算して年間税額が賦課されます。国民健康保険では世帯主にすべての届出や申請・納税の義務が課せられていますので家族に出生・死亡・転出・転入・社会保険加入および離脱・世帯主の変更・世帯の分離合併・長期不在等異動の生じたときはその都度十日以内に届をして下さい（用紙は役場に備えてあります）

三、被保険者証交付の特例として修学のため向日町以外に住居する学生には（学）として一人分だけ別の被保険者証を交付していましたが今年から学生以外でも、被保険者が旅行・出張・出かせぎ・その他の理由で向日町を長期に離れる場合には世帯主の申請によってその被保険者の分を（特）として別に交付出来ることになりましたから、必要の時は被保険者証を添えて申請して下さい。（用紙は役場にあります）

四、世帯主の一部負担金割合について、これまで官公立病院では家族同様一律五割の取扱をしていましたが四月以後次の病院も向日町の条例で定めている通り（世帯主は三割家族は五割）取り扱うように交渉がまとまりましたからご承知下さい。病院名は左記の通り

四月分診療より
京都大学附属病院
国立宇多野療養所
国立京都療養所　国立京都病院
国立舞鶴病院　国立福知山病院
舞鶴赤十字病院　舞鶴共済病院
府立洛東病院　府[illegible]病院
府立身体障害者福祉センター
府立与謝の海療養所、郡部各保健所、健保鞍馬口病院

五月分診療より
京都第一赤十字病院
京都第二赤十字病院
府立医科大学附属病院
京都大学結核研究所
市立京都病院　同中央市民病院
市立桃陽学園　市立児童院
市立各保健所

※国保の届けは必ず十日以内に

待たれていた 中小企業 退職金共済制度

最近人不足を解消しようとして特に中小企業関係者では、労働条件の改善の向上に努力されていますが、改善策のなかで一番おくれているのが退職金制度だと思われます。大企業は相当な退職金制度が実施される例が多いので、中小企業については将来が不安だと新規学卒者には敬遠され、また折角就職しても短期間でやめられてしまうのが多い。

去る三十四年五月中小企業にとって手軽で安全有利な退職金制度として、中小企業退職金共済法が制定されて、中小企業退職金共済事業団が設けられ、事業主が退職金共済契約を結び、毎月掛け金をもよりの金融機関に払い込んでおけば、従業員が退職したとき退職金は事業団から従業員に支払われるもので、事業主としては簡単に退職金制度を設けたことになり、労働条件改善に大いに寄与することになる。

しかも毎月の掛け金は、事業主自身が従業員一人ごとに、その賃金、年令、勤務年数に応じて適当に一ケ月二百円から千円までの範囲で適当に決めればよく、法人税法上の損金か個人経営であれば所得税法上の必要経費として全額免税され、地方税までいれると実質的には事業主の負担は約半分位で済みます。

また事業団は国費でまかなわれ一般の保険制度のように掛け金の一部を事務費に充当するのに比べ割安になるし、また三年以上掛けると退職金に国の補助金がつくなどから安全有利な制度といわれるわけである。

退職金額は掛け金のかけられた月が十二ケ月未満では支払われないが、二年かけると掛け金と同額、三年以上からは掛け金を上回る支払い額となります。

以上が概要ですができるかぎり利用することにより、経営の合理化に寄与してほしい。

告知板

農地売渡代金の納入は

さきに協議が成立した元国鉄所有農地のうち、現在建設工事が森本、鶏冠井地区で行なわれておりますが、この両地区で操車場用地に関係のない農地については、売り渡しが行なわれます。該当者については売渡し代金の納入通知が出されますので、必ず指定期日までに納付して下さい。納付が遅れますと売渡登記が出来なくなりますので、今回は特に注意願います。

納入最終期日は六月二十日／

（産業経済課）

五月は出納閉鎖期です 滞納税金は早く納めましょう

今月は国や府県・市町村の出納閉鎖期です。本町も五月三十一日で昭和三十五年度の会計年度を閉鎖しますが、滞納税金があると整理して翌年に繰越す仕事をしなければなりません。もし滞納税金があれば五月三十一日までに完納するように努め無駄な手数をはぶきましょう。

（税務課）

町の人口

36年4月末現在

男	6,492人
女	6,688人
計	13,180人
世帯数	3,060

物集女	811人
寺戸	6,007人
森本	1,124人
鶏冠井	1,338人
西向日	1,025人
上植野	1,631人
向日	1,194人